



2025年12月5日

各 位

会社名 K L a b 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 真田 哲弥  
(コード番号: 3656)  
問合せ 先 取締役 高田 和幸  
E-mail ir@klab.com

## 新株予約権（時価総額及び業績目標達成型有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対して時価総額及び業績目標達成型有償ストック・オプション（以下、「第24回新株予約権」という。）を発行することについて決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、第24回新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、付与対象者に含まれる取締役4名は、当該自己に対する割当の決議に係る議案の審議及び決議には参加しておりません。

### 1. 発行の目的及び理由

当社は現在、4期連続での赤字計上に伴い、2025年3月28日付の開示「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」にて記載のとおり、上場先である東京証券取引所が定めるプライム市場上場維持基準のうち、流通時価総額基準を下回っている状況が継続しております。

時価総額の回復に向けては、できるかぎり早期に事業を黒字化し、成長軌道へと修正することが必要不可欠であると強く認識しております。そのため、当社は今後の新作タイトルの確実なリリースに全力を注ぐとともに、モバイルオンラインゲームを中心とした周辺事業における収益獲得にも積極的に取り組んでおります。

さらに、抜本的な事業構造の改革なくして現状からの脱却は困難であるとの認識のもと、モバイルオンラインゲーム事業にとどまらず、AI、ブロックチェーン、エンタメ等の新たな事業領域において、「GPU AI クラウド事業」、「AI エンタメ事業」を既に立ち上げているほか、未発表の新事業の検討も進めています。事業ポートフォリオの再構築を推進しております。

こうした状況を踏まえ、第24回新株予約権においては、取締役及び従業員に対し、株価上昇への意識をより一層高めるとともに業績回復への強い動機づけとすることで、企業価値及び株主価値の向上に改めて真剣に取り組むことを促すべく、営業利益の黒字化、新規事業の確立並びにプライム市場の上場維持基準を十分に上回る時価総額 200 億円の行使条件を設定いたしました。なお、新規事業においては、立ち上がりとして評価できる規模感かつ現時点における当社売上高の規模に鑑み目標値を設定しております。これらの目標が達成されることは、業績回復並びに企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、ひいては株主の皆様への還元につながるものであると判断しております。

なお、発行する新株予約権 20,000 個のうち、16,000 個を代表取締役である真田氏に対して割り当てる予定です。上述の通り、行使条件に時価総額 200 億円、営業利益の黒字化並びに新規事業の確立を定めており、これらの実現においては、特に真田氏のコミットメント及び貢献が必要不可欠であると判断したためです。

第24回新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2025年11月末時点における発行済株式総数 63,082,200 株に対して 3.1% に相当します。ただし、これらの新株予約権は、前述のとおり強力なインセンティブを有していることから、既存株主の皆様の利益に資するものであり、株式の希薄化への影響は合理的な範囲に収まるものと考えております。

## 2. 発行の概要

### (1) 第24回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の数

20,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,000,000 株とし、下記3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、9円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年12月4日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価(265円)、ボラティリティ(43.7%)、当社の配当利回り(0%)、無リスク利子率(1.5%)や、本新株予約権の発行要項・割当契約に定められた諸条件(行使価額265円、満期までの期間10年、業績達成条件、株価達成条件)等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額(9円)を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である9円に決定したものであり、特に有利な条件には該当しないものと考えている。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金265円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合、並びに2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年4月1日から2035年12月25日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、次の(a)及び(b)のいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 2026年12月期から2030年12月期までのいずれかの期において、(1)当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「営業利益」が正数となった場合で、かつ(2)同報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が1,000百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高は、当社の有価証券報告書に記載された当社連結売上高から、同報告書におけるセグメント情報に記載された「ゲーム事業」の売上高の額を控除した額とする。
  - (b) 2025年12月27日から2035年12月25日までの間に、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が一度でも200億円を超過した場合  
時価総額＝当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値（複数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額）  
×当社発行済株式数（自己株式を除く）
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025年12月26日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2025年12月26日
9. 申込期日  
2025年12月26日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- |         |    |          |
|---------|----|----------|
| 代表取締役社長 | 1名 | 16,000 個 |
| 取締役     | 3名 | 2,800 個  |
| 当社従業員   | 5名 | 1,200 個  |

以上